

平成24年度文部科学省税制改正要望 ～寄附文化の更なる推進について～

平成23年12月1日(木)
文 部 科 学 副 大 臣
森 ゆうこ



文 部 科 学 省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育関係機関の寄附税制 概要

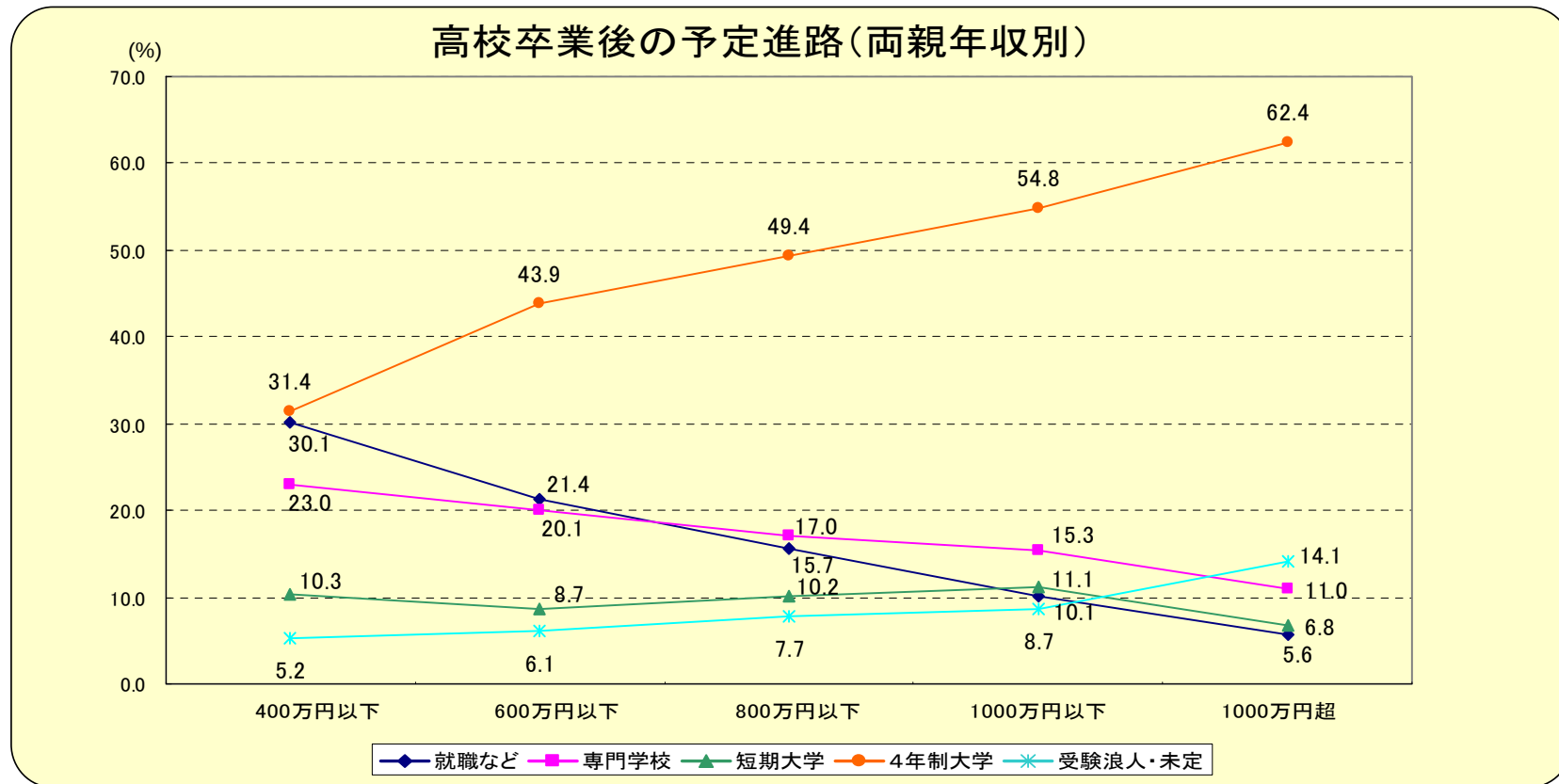
		独立行政法人					
		公立学校	国立大学	学校法人	(独)日本学生支援機構	(独)日本スポーツ振興センター	一般独立行政法人
所得税	所得控除	○	○	○	○	○	○
	税額控除	×	×	(PST要件の見直し) ○ (PST要件)	×	×	×
法人税	指定寄附 (全額損金算入)	○	○ (奨学事業を含む 教育事業一般)	×	○ (奨学事業)	×	×

※ 赤字は、要望内容

奨学事業の必要性

資料2

- ・両親の年収が少ないほど4年生大学進学率が低く、逆に就職する割合が増えていることから、学生が経済的理由により修学を断念することのないよう、奨学事業の拡充が必要
- ・幅広く財源を安定的に確保し、より一層の寄附を促進させるためにも、税額控除の導入は必要



(出典) 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 1次報告書」(2007年9月)

(独)日本スポーツ振興センターが所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業への個人寄附に係る税額控除の導入等

資料3

国立霞ヶ丘競技場の整備事業の特徴

本整備事業は、当競技場が、広く、スポーツをする者の活動の場、国民の観戦の場となり、我が国のスポーツの普及・振興に大きく寄与するものである。しかしながら、多様な財源確保が必要となっている。

国立霞ヶ丘競技場の整備事業



■本整備事業の期待成果

- ・当競技場が、国際競技大会開催のみならず、広く、スポーツをする者の活動の場、国民の観戦の場となり、我が国のスポーツの普及・振興に大きく寄与

《主な具体例》

- ・2019年ラグビーワールドカップ
- ・2020年オリンピック(招致中)
- ・国際的・全国的な様々なスポーツ大会
- ・広く国民が行うスポーツ活動の場

■本整備事業の課題

- ・数百億円規模の資金が必要であり、国費のみならず多様な財源確保が必要

税額控除の導入等の必要性

税額控除の導入により、国民全体での寄附を促進し、オリンピック・ムーブメントを盛り上げていく。さらに、企業・団体からの寄附も促進させる。

【国民全体での寄附の促進】

税額控除の導入により、幅広い層からの寄附の獲得を目指す

寄附目標金額: 100億円

【企業・団体寄附の促進】

指定寄附の導入により、個人のみならず多くの企業・団体からの寄附の獲得を目指す

学校法人の個人寄附に係る税額控除制度の実施状況

資料4

大規模な大学法人を中心に制度の活用が進みつつあるが、寄附実績の要件(3,000円以上の寄附が年平均100件以上)を小規模な大学法人や、幼稚園・小学校・中学校・高等学校のみを設置する学校法人においては、満たすことが困難な状況である。

学校法人の税額控除対象法人への申請の実績(23年7～11月)

- 文部科学大臣所轄学校法人(大学・短大法人): **申請法人数 175法人** (全668法人) ※11/30現在
- 都道府県知事所轄学校法人(幼稚園・小・中・高校等法人): **申請法人数 12法人** (全7,265法人) ※10/30現在

学校法人(大学法人)への意向アンケート結果(23年7月)

- 調査対象: 大学・短大法人668法人、回答数540法人
 - ・ すぐに申請する／学内手続き整い次第申請する: 136法人(25%)
 - ・ 時間がかかる／分からない／申請しない等: 404法人(75%)
- 「時間がかかる／分からない／申請しない等」とする理由:
 - ・ 寄附金の実績要件が満たせない: 192法人(48%) ※上記404法人に占める割合
 - ・ 情報公開の要件が満たせない: 51法人(13%) ※上記404法人に占める割合
 - ・ 不明: 161法人(40%) ※上記404法人に占める割合

学校法人(幼・小・中・高校等法人)への意向アンケート結果(23年11月)

- 調査対象: 幼稚園、小・中・高校、専修・各種学校法人7,265法人、回答数4,593法人
 - ・ 申請を予定している: 193法人(4%) ※回答数に占める割合
 - ・ 申請は予定していない: 4,400法人(96%) ※回答数に占める割合
- 「申請は予定していない」とする理由:
 - ・ 寄附金の実績要件が満たせない: 3,745法人(85%) ※上記4,400法人に占める割合
 - ・ 情報公開の要件を満たすことができない: 158法人(4%) ※上記4,400法人に占める割合
 - ・ 税額控除を導入する必要がない: 220法人(5%) ※上記4,400法人に占める割合

行政刷新会議「提言型政策仕分け」（H23. 11. 21）

大学改革の方向性のあり方

とりまとめ（提言）

大学の国際通用力の向上の在り方については、「教育分野」における向上などその具体的な達成目標と達成時期並びにその評価基準について明確化を図る。まずは各大学による自己改革によってその実現を図る。

少子化傾向の中での大学経営の在り方については、教育の質の確保と安定的な経営の確保に資するため、大学の教育の内容、例えば、生涯教育の拡充などへの転換を含む自律的な改革を促すとともに、寄付金税制の拡充等自主的な財源の安定に向けた取組を促す仕組みを整備する。

法科大学院の需給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する。

大学改革の全体の在り方については、国は大学教育において如何なる人材を育成するかといったビジョン及びその達成の時期を明示した上で、その実現のため第三者による評価などの外部性の強化に加え、運営費交付金などの算定基準の見直しなどの政策的誘導の在り方について検討する。加えて政策評価の仕組みの改善についても併せて検討する。

民主党税制調査会「平成24年度税制改正における重点要望等について」（H23. 11. 28）

3. 検討を求める事項

○ 寄附税制

新しい公共を推進する観点から、寄附税制については、本年の制度改正の利用状況等を踏まえた上で、更なる拡充について検討を進めるべきである。